第五条第七項及び第八項を削り、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する」を「第三項第五号に定める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

第三十条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十九条第一号中「第十条又は第二十六条第一項」を「第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「第二十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第二十四条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第二十四条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第二十二条第四項の規定に違反して、表示を付した者

三　第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九条を第四十五条とする。

第二十八条中「第七条第四項」を「第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項」に、「同項」を「これら」に改め、同条を第四十四条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

第四十三条　第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七章を第九章とする。

第二十七条第一項第一号中「第十八条第二項又は第二十二条から第二十四条まで」を「第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条まで」に改め、同項第二号中「第二十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項第三号中「第二十一条第三項又は第二十五条」を「第三十六条第三項又は第四十条」に改め、同項第四号中「第十七条各号」を「第三十二条各号」に改め、第六章中同条を第四十二条とする。

第二十六条の見出し中「報告」を「センターに係る報告」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十五条を第四十条とし、第二十四条を第三十九条とする。

第二十三条第二号中「第十九条第二号」を「第三十四条第二号」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十二条を第三十七条とし、第二十一条を第三十六条とし、第二十条を第三十五条とする。

第十九条第一号中「認定建築物である特定建築物」を「計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物」に改め、同条を第三十四条とする。

第十八条を第三十三条とする。

第十七条中「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十二条とする。

第六章を第八章とする。

第十六条中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、第五章中同条を第三十一条とする。

第十五条第一項中「第五条第三項第三号」を「第五条第三項第五号」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第十四条中「第五条第三項第三号」を「第五条第三項第五号」に改め、同条を第二十九条とする。

第十三条第一項中「第五条第三項第二号」を「第五条第三項第四号」に、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の区域内にあっては、当該指定都市又は中核市」を「市の区域内にあっては、当該市」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第二十八条とする。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章　建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条　建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2　所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3　前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4　何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条　所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第二十四条　所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章　区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条　耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2　所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3　前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条　要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。